

陸前高田市国民保護計画

平成31年4月

目 次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1
1 市の責務	1
2 計画の性質	1
3 市国民保護計画の変更	1
4 市の業務の概要	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 住民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 住民の協力	3
6 普及・啓発及び訓練の実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等	4
8 要配慮者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章 市の地理的、社会的特徴	5
1 地理的特徴	5
(1) 位置・面積	
(2) 地勢・気候	
2 社会的特徴	5
(1) 人口分布等	
(2) 道路の位置等	
(3) 交通機関等	
(4) 重要施設等	
第4章 本計画が対象とする事態の類型	7
1 武力攻撃事態の類型	7
(1) 着上陸侵攻	
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	
(3) 弾道ミサイル攻撃	
(4) 航空攻撃	
2 緊急処理事態の類型及び対応	7
(1) 攻撃対象施設等による分類	
(2) 攻撃手段による分類	

第2編 平時における備え	
第1章 平時における組織・体制の整備	9
1 初動体制等の整備	9
(1) 24時間体制の確保	
(2) 国民保護警戒本部等の設置	
(3) 市の体制及び職員の参集基準等	
(4) 国民保護警戒本部の役割	
(5) 事態認定前における初動措置	
(6) 対策本部への移行に要する調整	
(7) 消防本部及び消防署における体制	
(8) 消防団の充実・活性化の推進	
2 通信体制の整備等	10
(1) 非常通信体制の整備	
(2) 非常通信体制の確保	
(3) 防災行政無線の整備	
3 関係機関との連携体制の整備	11
(1) 県との連携	
(2) 近接市町村との連携	
(3) 関係機関との協定の締結等	
(4) 自主防災組織に対する支援	
(5) ボランティア団体等に対する支援	
第2章 国民保護措置に関する平時からの備え	13
1 警報を伝達する大規模集客施設等の把握	13
(1) 大規模集客施設等の把握	
(2) 管理者に対する要請	
2 避難実施要領のパターンの作成	13
3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	14
(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	
(2) 運送経路の把握等	
4 避難施設の指定への協力	14
5 生活関連等施設の把握等	15
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	17
1 防災のための備蓄との関係	17
2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	17
3 県との連携	18
第4章 国民保護に関する啓発・訓練等	19
1 国民保護に関する啓発	19
(1) 啓発の方法	
(2) 防災に関する啓発との連携	

(3) 学校における教育	
(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	
(5) 住民の協力に関する啓発	
(6) 市による研修	
2 訓練	20
(1) 市における訓練の実施	
(2) 訓練の形態及び項目	
(3) 訓練に当たっての留意事項	
第3編 武力攻撃事態等への対処	
第1章 市国民保護対策本部の設置等	22
1 市対策本部の設置	22
(1) 市対策本部の設置の流れ	
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等	
(3) 国民保護対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施	
2 市対策本部の組織構成及び機能	24
(1) 職員の参集	
(2) 市対策本部の組織	
(3) 市対策本部における広報	
(4) 市現地対策本部の設置	
(5) 現地調整所の設置	
(6) 本部の代替機能の確保	
(7) 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料	
3 市対策本部長の権限	30
(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整	
(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請	
(3) 情報の提供の求め	
(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	
(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め	
4 通信の確保	30
(1) 情報通信手段の確保	
(2) 情報通信手段の機能確認	
(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策	
第2章 関係機関相互の連携	32
1 防災に関する連携体制の活用	32
2 国・県との連携	32
(1) 国・県の対策本部との連携	
(2) 国・県の現地対策本部との連携	
(3) 知事等への措置要請	

(4) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	
(5) 県への応援の要求	
3 自衛隊との連携	33
(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
(2) 出動部隊等との連絡	
4 他の市町村との連携	33
(1) 他の市町村等への応援の要求	
(2) 事務の一部の委託	
(3) 他の市町村に対して行う応援等	
5 指定公共機関又は指定地方公共機関との連携	34
(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請	
(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	
(3) 日本赤十字社との連携	
(4) 医療機関との連携	
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	35
(1) 職員の派遣要請	
(2) 職員派遣のあっせん	
7 自主防災組織等に対する支援	35
(1) 自主防災組織に対する支援	
(2) ボランティア活動への支援等	
(3) 民間事業者からの協力の確保	
8 住民への協力要請	36
(1) 避難住民の誘導に必要な援助	
(2) 救助に必要な援助	
(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助	
(4) 保健衛生の確保に必要な援助	
第3章 警報の伝達等	37
1 武力攻撃事態等における警報の伝達等	37
(1) 警報の伝達	
(2) 警報の通知	
2 警報伝達の方法等	38
(1) 警報の伝達方法	
(2) 警報伝達の体制整備	
(3) 要配慮者等への伝達	
(4) 警報の解除の伝達等	
3 緊急対処事態における警報の伝達等	39
4 緊急通報の伝達及び通知	39

第4章 避難住民の誘導等	40
1 避難の指示の伝達	40
2 避難実施要領の策定	40
(1) 避難実施要領の策定	
(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項	
(3) 避難実施要領の伝達等	
3 避難住民の誘導	45
(1) 市長による避難住民の誘導	
(2) 消防機関の活動	
(3) 避難誘導を行う関係機関との連携	
(4) 学校や事業所との連携	
(5) 自主防災組織等に対する協力の要請	
(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供	
(7) 要配慮者等への配慮	
(8) 残留者等への対応	
(9) 避難所等における安全の確保等	
(10) 通行禁止措置の周知	
(11) 県に対する要請等	
(12) 避難住民の運送の求め	
(13) 避難住民の復帰のための措置	
第5章 救援	50
1 救援の実施	50
(1) 救援の実施	
(2) 救援の補助	
(3) 救援における県との連携	
2 救援の内容	50
3 救援物資の受入れ等	55
第6章 武力攻撃災害への対処	56
1 生活関連等施設の安全確保等	56
(1) 武力攻撃災害への対処	
(2) 武力攻撃災害の兆候の通報	
(3) 生活関連等施設の安全確保	
(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	
2 NBC攻撃による災害への対処	57
(1) 応急措置の実施	
(2) 関係機関との連携	
(3) 汚染原因に応じた対応	
(4) 汚染の拡大を防止するための措置	
3 武力攻撃原子力災害への対処	60

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	
(2) 住民の避難誘導	
(3) 国への措置命令の要請等	
(4) 安定ヨウ素剤の配布	
(5) 避難退避時検査及び簡易除染の実施	
(6) 食料品等による被ばくの防止	
4 応急措置等の実施	61
(1) 災害拡大の防止措置	
(2) 退避の指示	
(3) 退避の指示に伴う措置等	
(4) 応急公用負担等	
(5) 警戒区域の設定	
(6) 警戒区域の設定に伴う措置等	
(7) 安全の確保等	
5 消防に関する措置等	65
(1) 市が行う措置	
(2) 消防機関の活動	
(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請	
(4) 緊急消防援助隊等の応援要請	
(5) 消防の応援の受入体制の確立	
(6) 消防の相互応援に関する出動	
(7) 医療機関との連携	
(8) 安全の確保	
第7章 情報の収集・提供	67
1 被災情報の収集・提供	67
(1) 情報収集・連絡体制の整備	
(2) 被災情報の収集及び報告	
2 安否情報の収集・提供	67
(1) 安否情報の種類及び報告様式	
(2) 安否情報の収集のための体制整備	
(3) 安否情報の収集・整理	
(4) 安否情報収集の協力要請	
(5) 県に対する報告	
(6) 安否情報の照会の受付	
(7) 安否情報の回答	
(8) 個人の情報の保護への配慮	
(9) 日本赤十字社に対する協力	
第8章 その他の措置	71

1 保健衛生の確保	71
(1) 保健衛生対策	
(2) 防疫対策	
(3) 食品衛生確保対策	
(4) 飲料水衛生確保対策	
(5) 栄養指導対策	
(6) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策	
2 廃棄物の処理	72
(1) 廃棄物処理の特例	
(2) 廃棄物処理対策	
(3) し尿処理対策	
3 動物の保護等に関する配慮	72
第9章 国民生活の安定に関する措置	73
1 生活関連物資等の価格設定	73
2 避難住民等の生活安定等	73
(1) 相談窓口の設置	
(2) 被災児童生徒等に対する教育	
(3) 公的徴収金の減免等	
(4) 就労状況の把握と雇用の確保	
(5) 生活再建資金の融資等	
3 生活基盤等の確保	74
(1) 生活基盤等の確保	
(2) ライフライン事業者による生活基盤等の確保	
第10章 特殊標章等の交付及び管理	75
1 特殊標章等	75
(1) 特殊標章	
(2) 身分証明書	
(3) 識別対象	
2 特殊標章等の交付及び管理	75
第4編 復旧等	
第1章 応急の復旧	77
1 ライフライン施設の機能性の確保	77
2 公共的施設の応急の復旧	77
第2章 武力攻撃災害の復旧	78
1 国における所要の法制の整備等	78
2 市が管理する施設及び設備の復旧	78
3 復旧のための各種資料等の整備等	78
第3章 財政上の設置等	79

1 国民保護措置に要した費用の支弁	79
(1) 国に対する負担金の請求方法	
(2) 関係書類の保管	
2 損失補償及び損害補償	79
(1) 損失補償	
(2) 実費弁償	
(3) 損害補償	
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	79
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	80
(1) 国民の権利利益の迅速な救済	
(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	

用 語 の 意 義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用 語	意 義 及 び 用 法
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
県	岩手県を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
知事	岩手県知事を指す。
市町村	岩手県内の市町村を指し、特に区別して記載していない場合は、市町村長及びその他の執行機関を含む。
基本指針	「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）をいう。
県国民保護計画	岩手県の国民保護計画を言う。なお、「県計画」との表記も用いている。
市国民保護計画	市の国民保護計画を言う。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いる。
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃を言う。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
県対策本部	岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急対処事態対策本部をいう。
国の対策本部	事態対策本部又は緊急対処事態対策本部をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所以外（事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する国民保護法第 2 条第 3 項に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、同項第 6 号へ掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものも含む。）をいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令（平成 15 年政令第 252 号）で定めるものをいう。

指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共交通機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	岩手県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
消防機関	市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部（消防組合を含む）、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防本部等	市町村が単独で設置する消防本部及び2以上の市町村が共同で設置する消防組合をいう。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合っ て「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的 に結成された組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む。）をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者等	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者及び当該配慮を要する者のうち、 武力攻撃災害等が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をい う。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保 しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を 確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をい う。
NBC 攻撃	「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（科学）兵器による攻撃の総称
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のための措置の実施に当た って必要な物資及び資材
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資）
特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう
利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、総合的な調整を図るため、国の対 策本部長が必要があると認めるときに定めるものをいう。
トリアージ	傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じ、治療（搬送）の優先順位を決定すること

第1編 総則

第1章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画について定める。

1 市の責務（法3②）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本方針」という。）及び岩手県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、陸前高田市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の性質（法16①）

本計画は、市が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用にあたっては、必要に応じてマニュアルを作成し、現実に即した弾力的な運用が可能となるよう努める。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、「陸前高田市地域防災計画」等、既存の防災に関する体制を活用する。

3 市国民保護計画の変更（法35関係）

本計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、より実効性の高いものとしていくものであり、見直しに当たっては、軽微な変更を除き、市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議した後、議会に報告し、公表する。

4 市の業務の内容

- ・ 国民保護計画の作成（法35）
- ・ 国民保護議会の設置、運営（法39、40）
- ・ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営（法27～31）

- ・組織の整備、訓練（法 41、42）
- ・警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施（法 47、61、62）
- ・救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施（法 76、94）
- ・退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（法 112、114、115、124、127）
- ・水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施（法 134）
- ・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施（法 141）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重（法5）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最低限のものに限り、公用令書の公布等、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済（法6）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民に対する情報提供（法8）

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

また、要配慮者等に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の設備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法3④）

市と、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置に関し、防災に関する連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平時においても相互の連携体制の整備に努めることとされている。

5 住民の協力（法4③）

市は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救援等、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動への支援に努める。

6 普及・啓発及び訓練の実施（法42③、43）

市は、住民に対して、国民保護法及び国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練への参加を広く呼びかけることにより、武力攻撃災害に対し自ら備えることや地域における助け合いといった、自助・共助の意識の醸成を図るものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等（法7）

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、言論、その他表現の自由及び放送の自主性、自律性について最大限尊重する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、自ら定めた業務計画に基づき実施するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

8 要配慮者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9）

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等の要配慮者等に対するきめ細かな配慮が必要であり、市は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、要配慮者等の保護について留意する。

また、市は、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章等や特殊標章等の交付等の国民保護措置を実施することにより、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法22）

市は、関係機関が実施する国民保護措置について、その内容に応じ、国、県から得た情報、武力攻撃災害の状況、その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について以下のとおり定める。

1 地理的特徴

(1) 位置・面積

本市は、岩手県の東南部にあり、概ね東経 141 度、北緯 39 度に位置し、北は気仙郡住田町、東は大船渡市、南は宮城県気仙沼市、西は一関市に連なっている。

広さは、231.94 平方キロメートルで、山林がその大半を占めており、中山間地に集落が点在している町もあり、避難時における避難手段や避難時間に配慮する必要がある。

(2) 地勢・気候

北上高地の東南部に位置し、北境に生出山、東境に氷上山、箱根山、南境に八森平山、笹長根山、西境に原台山、黒森山の諸峰がそびえている。この間を気仙川が北から、矢作川が西から流れて市の中央部で合流し、東南に走って広田湾にそそぎ、その流域に作られた段丘や平地は市街地や耕地となっている。東南が太平洋に面し、三陸特有のリアス式海岸は絶壁と屈曲とによる奇勝を形成しており、また、初夏には寒流の上を渡って来る北東風のため沿岸部に濃霧が発生するなど、海からのゲリラや特殊部隊又は武装工作員等を密かに潜入させるといった目的には適した地形とも考えられることから、こうした事態に的確に対応することが重要である。

2 社会的特徴

(1) 人口分布等

① 世帯数、人口

町 別	男	女	計	世帯数
矢作町	734	752	1,486	607
横田町	669	642	1,311	499
竹駒町	713	784	1,497	592
気仙町	906	960	1,866	711
高田町	2,302	2,520	4,822	2,248
米崎町	1,474	1,544	3,018	1,147
小友町	950	1,045	1,995	732
広田町	1,502	1,565	3,067	1,057
計	9,250	9,812	19,062	7,593

② 構成

区 分	人 口	構 成 比
修学前	705	3.7%
小中学校	1,174	6.2%
65歳以上	7,400	38.8%
外国人	159	0.8%

(資料 住民基本台帳 平成 31 年 3 月 31 日現在)

(2) 道路の位置等

国道 45 号が、気仙沼市から気仙町、高田町、米崎町を経由して、大船渡市へ通じ、国道 340 号が高田町から竹駒町、横田町を経由して、住田町、盛岡市方面に通じ、国道 343 号が高田町から竹駒町、矢作町を経由して、一関市方面へ通じている。

また、主要地方道大船渡陸前高田広田線が高田町から米崎町、小友町、広田町を経由して大船渡市へ通じている。

ただし、広田町や矢作町生出地区のように国道に接続するにも時間を要する地域もあることから、住民の避難にあたっては、自衛隊等の部隊の展開との調整が必要である。

(3) 交通機関等

鉄道輸送は、東日本大震災で被災し、東日本旅客鉄道(株)により BRT (バス高速輸送システム) が運行されているが、広田町、気仙町 (長部地区)、横田町、矢作町 (二又地区、生出地区) は路線が通過しない地域であるので、住民の避難の手段に BRT 輸送を使用する場合は、バス輸送との連携が必要となる。

バス輸送は、交通確保対策事業として、代替バス及び広域生活路線が運行されている。

本市においても、車社会の進展により、自動車交通量が増加しており、避難の手段として自家用車の使用を認めると重大な混乱を招くと考えられるが、前述したように地理的条件や交通事情などを勘案したうえで、自家用車等の使用にも考慮する。

海上輸送拠点としては、長部漁港及び、広田漁港がある。

(4) 重要施設等

本市庁舎から約 65 km の距離に、航空自衛隊の山田分屯基地があり、防衛上の重要施設として武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられ、攻撃の種類によっては、住民の避難について配慮する必要がある。

また、隣接県にある宮城県女川原子力発電所から本市庁舎までは、約 70 km の距離であるため大規模な原子力災害が起きた場合、風向きなどによっては、住民の避難を行う必要がある。

第4章 本計画が対象とする事態の種類

1 武力攻撃事態の類型（国の定める基本方針）

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるものの、国の定める基本方針によれば、以下の4つの類型が想定されている。

(1) 着上陸侵攻

他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、我が国の領土へ海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させ、侵攻する事態であり、通常、着上陸侵攻においては、その他の攻撃が併用されることが考えられる。

一般的に攻撃は広範囲かつ長期間になることが想定されるが、予測可能であることから事前の準備により、広域避難を行うことが想定される。

(2) グリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、着上陸侵攻の準備等）達成のため、グリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超える各種の不正規型の武力攻撃（政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等の重要施設の破壊、人員に対する襲撃等）を行う事態であり、予測困難で突発的に発生することが想定される。

一般的に被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設（原子力施設等）やNBC兵器の使用によっては、広域避難の必要も考えられる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態である。

発射の兆候を事前に察知した場合においても、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、しかも、極めて短時間に着弾することから、迅速な情報伝達体制等が必要である。

弾頭は、通常弾頭、NBC弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類によって被害の様相は大きく異なることが想定される。

(4) 航空攻撃

着上陸侵攻に先立ち、あるいは着上陸侵攻の間、航空機による反復攻撃が想定される。兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定も困難である。

広範囲にわたり被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもある。

2 緊急対処事態の類型及び対応（法183）

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実行するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとしている。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるグリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事項への対応については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ア 原子力事業所等の破壊
- イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ウ 危険物積載船への攻撃
- エ ダムの破壊

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
- イ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ウ 市街地等におけるサリン等科学剤の大量散布
- エ 水源地に対する毒素等の混入

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- イ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備

1 初動体制等の整備

市は、原因の明らかではない被害が発生した場合においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急措置を行っていくことが極めて重要となることから、政府による武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

(1) 24時間体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部及び消防署との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び防災課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

また、住民からの通報、国・県・市町村からの連絡、その他の情報により、当該事案の発生を把握した場合には、直ちに「情報連絡室」を消防防災センター内に設置し、情報収集・市民への広報等に努めるとともに、その旨を防災課を通じて市長に報告する。

(2) 国民保護警戒本部等の設置

市長は、現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合などにおいては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「国民保護警戒本部」を設置する。「国民保護警戒本部」は、市対策本部員のうち、防災局長など、事案発生時の危機管理に不可欠な要員により構成する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

配備態勢	配備基準	配備職員の範囲
情報連絡室 (1号体制)	各種通報・連絡等により、情報収集等に努める必要が認められる場合	防災課職員、消防本部・消防署職員
警戒本部 (2号体制)	大規模な事故、事件等により、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合	部課等の長、防災課職員、消防本部、消防署職員、防災行政無線従事者、企画政策課秘書係職員、その他必要とする職員
対策本部 (3号体制)	市に対し対策本部の設置の通知があった場合	全職員

(4) 国民保護警戒本部の役割

「国民保護警戒本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護警戒本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、「国民保護警戒本部」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(5) 事態認定前における初動措置

市は、「国民保護警戒本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域または消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

(6) 対策本部への移行に要する調整

「国民保護警戒本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、「市対策本部」を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに「市対策本部」を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護警戒本部」は廃止する。

(7) 消防本部・消防署及び消防団における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における防災課との緊密な連携を図り、一般的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

配備態勢	配備基準	配備職員の範囲
警戒本部体制	大規模な事故、事件等により、相当規模の災害の発生の恐れがあると認められる場合	消防本部・署職員 消防団本部員
対策本部体制	市に対し対策本部の設置の通知があった場合	消防本部・署職員 消防団本部員

(8) 消防団の充実・活性化の推進

消防本部及び消防署は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市及び県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の支給等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防本部及び消防署は、市及び県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防本部及び消防署は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

2 通信体制の整備等

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信体制を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	ア 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
	イ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	ウ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	エ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	ア 夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平時から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	キ 住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人、その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図るとともに、デジタル化を推進する。

3 関係機関との連携体制の整備

(1) 県との連携

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（F A X）番号、メールアドレス等）について把握し、定期的に更新するとともに、警報の内容、避難経路や輸送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先等に関する最新の情報を常に把握するとともに、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

また、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(4) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知や自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(5) ボランティア団体等に対する支援

市は、防災に関する連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第2章 国民保護措置に関する平時からの備え

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集等に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、これらの情報の蓄積及び更新に努めるとともに、関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

1 警報を伝達する大規模集客施設等の把握

(1) 大規模集客施設等の把握

市は、県から警報の通知を受けたときに、迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、事前に把握するとともに、あらかじめ県との役割分担も考慮して警報の伝達方法を定める。

【大規模集客施設の例】

- ① 学校
- ② 病院
- ③ 駅
- ④ 商業施設（店舗面積 1,000 m²以上の店舗）
- ⑤ 文化施設（定員 100 人以上のホール等を有する施設）
- ⑥ 運動施設（屋内外を問わず収容人員 100 人以上の施設を有する施設）
- ⑦ 宿泊施設（ホテル・旅館において客室 20 室以上の施設を有する施設）
- ⑧ 事業所等（従業員 100 人以上の施設）
- ⑨ その他人の集まる施設（収容人員 100 人以上若しくは建築面積 1,000 m²以上の建物）

(2) 管理者に対する要請

市は、区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等への対応に準じて既存のマニュアル等を活用しつつ、警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要となる措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めるとされていることに留意する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁や県が作成するモデル避難実施要領等を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国、県と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、関係機関等と協議のうえ、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市町村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、タクシー、船舶等）の数、店員など
- ② 運送事業者の本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 漁港（漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ ヘリポート（ヘリポート名、面積、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【避難施設の指定に当たっての留意事項】

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 火災の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

※避難施設の例

- ① 武力攻撃災害から直接的な被害を軽減する施設
- ② 武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を一時的に収容する施設
- ③ 応急仮設住宅等の建設が可能な用地をもつ施設
- ④ 炊き出しや医療提供などの救援活動が実施できる施設
- ⑤ 避難誘導のため一時的に集合するための施設
- ⑥ 避難住民を保護し、自己の住宅に復帰するまで居住の安定を図ることができる収容施設（応急仮設住宅を含む。）

5 生活関連施設等の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設（生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。以下同じ。）について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）府内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設等及び危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 27 条 生活関連 等施設	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省
第 28 条 危険物質 等	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	8 号	毒劇薬（医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省・農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11 号	毒性物質	経済産業省

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、食料や生活必需品等、必要な物資の公的備蓄の充実及び飲料水の供給体制の確立、管理する防災資機材等の点検、整備に努める。

さらに、防災における生産・流通・保管事業者等と物資調達に関する既存の協定を見直すなど、流通備蓄を利用し調達ルートを多様化することにより、必要な物資、資材の確保に努める。

また、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があることから、自然災害と同様、住民自ら備えていくことが期待される。

1 防災のための備蓄との関係（法 142、146）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、仮設トイレ、燃料など

【市民自らが備えることが望ましい標準的な対応用品】

○非常持ち出し品：携帯用飲料水、食品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）、貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）、パスポートや運転免許証、緊急用品（三角巾、包帯、消毒ガーゼ、ばんそうこう、体温計、はさみ、ピンセット、消毒液、常備薬、安全ピン）、ヘルメット、防災ずきん、軍手（厚手の手袋）、懐中電灯、衣服（セーター、ジャンパー類）、下着、毛布、携帯ラジオ・予備電池、マッチ、ろうそく（水に濡れないようにビニールでくるむ）、使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、筆記用具（ノート、鉛筆）、新聞紙、大きなゴミ袋、小さな子供がいる場合（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん）

○数日間を自足できるようにするための備蓄品（3日分が目安）

飲料水：9リットル、ご飯（アルファ米）4～5食分、ビスケット：1～2箱、板チョコ：2～3枚、下着：2～3組、衣類：スウェット上下、セーター、フリースなど

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法 145）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその設備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

3 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応するとともに、武力攻撃災害において備蓄する物資又は資材が不足したときは、県に対し、必要な物資または資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等

武力攻撃災害による被害を最小限にとどめるためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、市の職員及び消防団員や自主防災組織のリーダーは、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対応力の向上に努める必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する知識や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について、また、市が実施する研修及び訓練について以下のとおり定める。

1 国民保護に関する啓発（法43）

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ・ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、要配慮者等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発等と連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、所管する学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、国が作成する各種資料（「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

【住民への周知が必要な事項】

- ① 警報や避難指示等の伝達方法
- ② 警報に係るサイレン音の意味
- ③ 武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務

- ④ 不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等
- ⑤ 弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき行動
- ⑥ 特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止

(5) 住民の協力に関する啓発

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、避難住民の誘導の援助、救助の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、住民の自発的な意思により協力を求める必要があるものについて、その内容や方法等の啓発に努める。

(6) 市による研修

市は、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等、国の研修機関や外部有識者等を有効に活用し、広く職員の研修機会を確保する。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

※eラーニング：パソコンやコンピューターネットワークなどを利用して教育を行うこと

2 訓練

(1) 市における訓練の実施（法 42③）

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

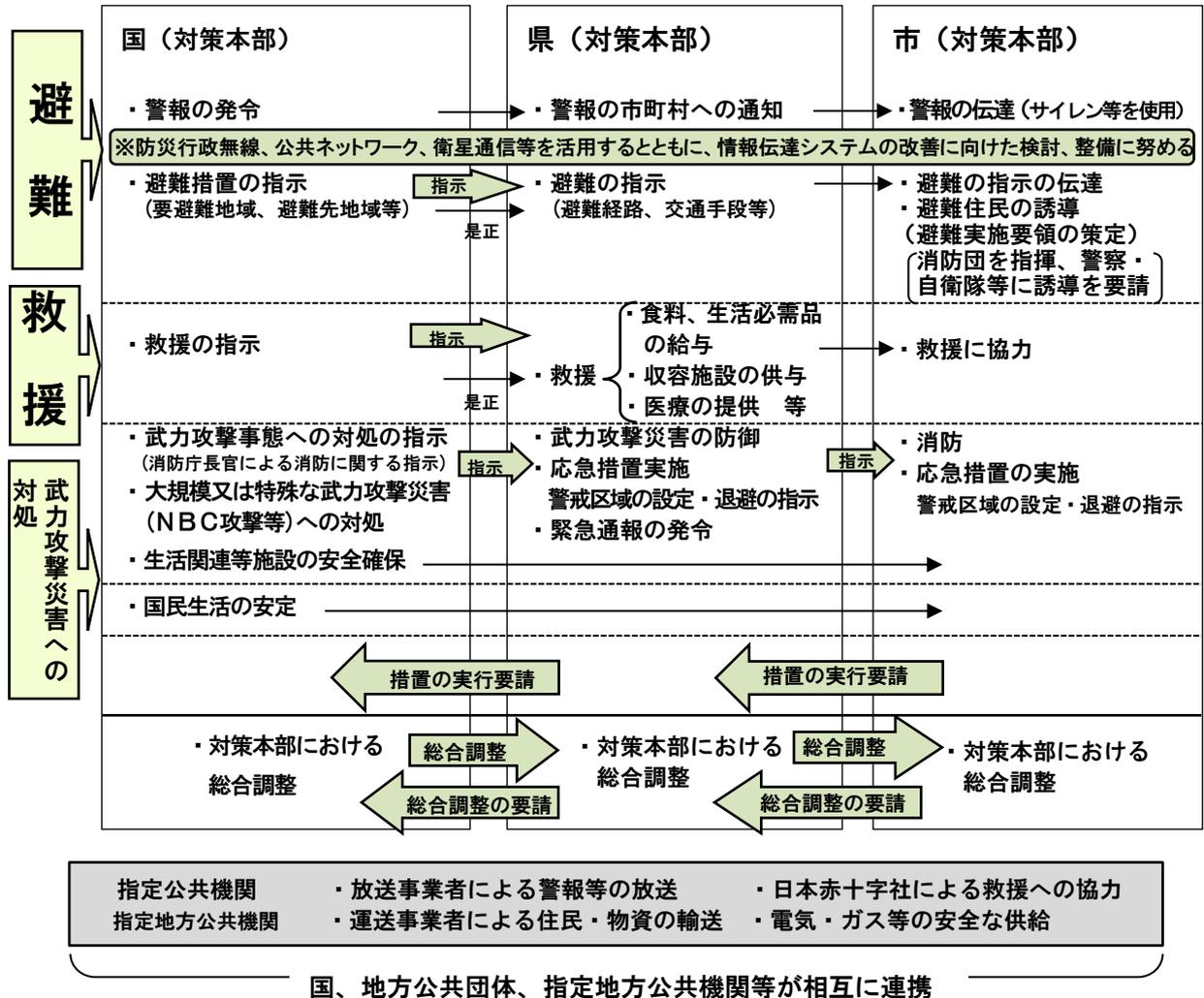
(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に要配慮者等への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、課題等を明らかにし、国民保護計画やマニュアル等の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

第3編 武力攻撃事態等への対処

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



第1章 市国民保護対策本部の設置等（法 27③）

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置（法 27①）

(1) 市対策本部の設置の流れ

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び市議会並びに関係機関等に市対策本部を設置した旨を連絡する。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市防災課職員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

※一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

④ 市対策本部の開設

市防災課職員は、消防防災センターに市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

なお、本部員会議は、原則として、消防防災センターに設置する。

⑤ 市対策本部の廃止（法 30）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法 26②）

市長は、当市が市対策本部を設置すべき市として指定されていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市としての指定を行うよう要請する。

(3) 国民保護対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護警戒本部等を設置して即応体制の強化を図り、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

この場合において、防災課及び消防本部・消防署職員を中心に、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

2 市対策本部の組織構成及び機能 (法 41)

(1) 職員の参集

① 職員への連絡手段の確保

市長、副市長、教育長、部課長等及び防災課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

② 職員の参集が困難な場合の対応

市長、副市長、教育長、部課長等及び防災課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等を想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

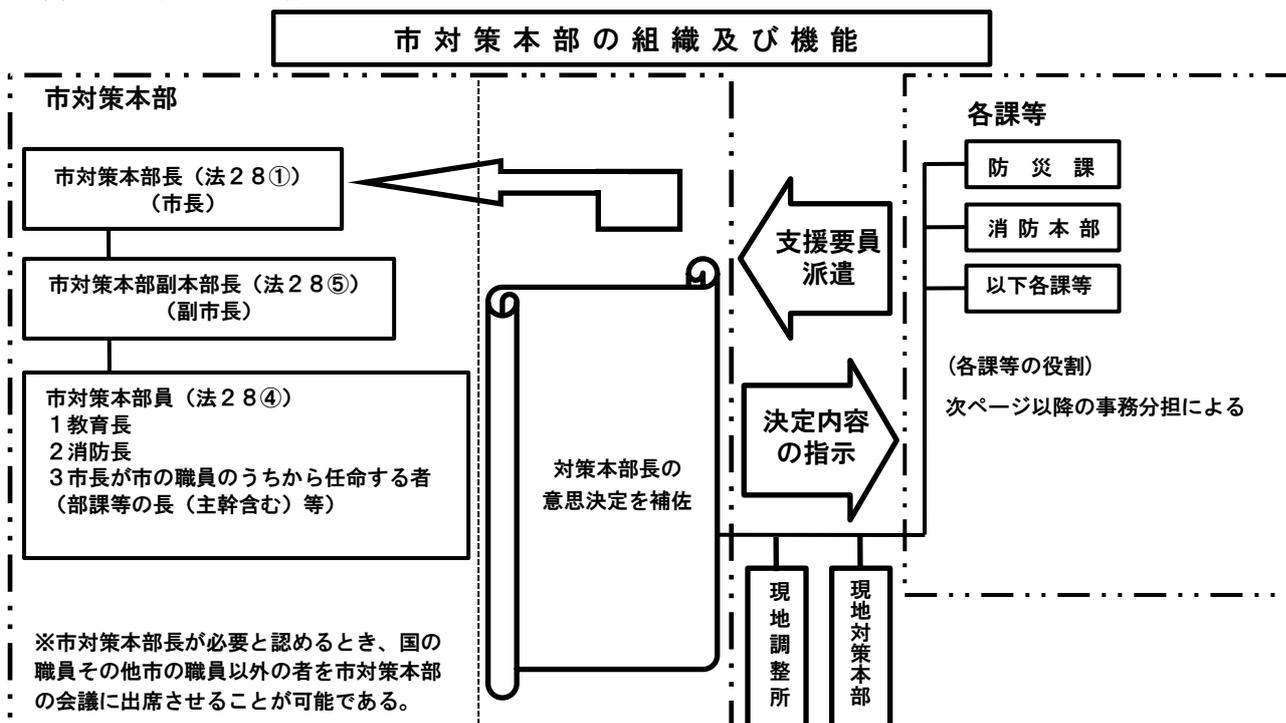
【市対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員 (第 1 順位)	代替職員 (第 2 順位)	代替職員 (第 3 順位)
市対策本部長 (市長)	副市長	総務部長	参集可能な部長等の職にある者で、在級年数最も長い者 (なお、同一の在級年数者が 2 人以上あるときは陸前高田市部等設置条例第 2 条に規定する部等の順位とする。)

③ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(2) 市対策本部の組織



市対策本部における決定内容を踏まえて、各部において措置を実施するものとする
(市対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

①分掌事務

課 室	主な分掌事務
防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策本部の設置 2 情報の収集分析と避難実施要領案の作成 3 避難ルートの設定 4 海上輸送、航空輸送計画の作成 5 避難先県との連絡・調整 6 関係各機関との連携・調整 7 特殊標章等の交付等 8 避難誘導支援先発隊の編成、派遣
消防本部・消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達 2 住民の避難誘導 3 被災住民の救出救助 4 ヘリポートの確保
政策推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整 2 広聴関係 3 広報センターの設置（報道対応） 4 外国人への警報内容等の周知、安否確認及び交戦国出身者の保護
総務課 (選挙管理委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員動員計画の作成 2 県内外自治体からの人的支援の受け入れ 3 職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供 4 条例の整備 5 手当の整備
財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎管理 2 緊急財政措置の検討 3 普通財産貸付の減免の実施 4 バス、鉄道などによる避難住民及び物資の輸送計画の作成 5 市内、市外交通機関への協力要請及び使用可能車両の確認 6 救援物資等輸送トラックの確保 7 災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収
保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院患者数等の把握 2 入院患者の受入先の確保と割り当て 3 入院患者の避難方法の割り当て 4 入院患者の避難中、避難先での救護(医師会の協力のもと医療班を編成) 5 避難先住民の健康状態の把握と報告 6 透析患者の受療状況把握及び透析施設の稼働状況の確認と情報の提供 7 難病患者の受療状況把握及び対応医療機関の稼働状況の情報収集と提供 8 避難先の衛生管理の保持(食品、飲料水の衛生確保、廃水、感染症の予防等) 9 薬剤、血液等の確保 10 遺体処理の調整

保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 11 福祉施設入所者の人数把握、避難 12 日本赤十字社との連絡、調整 13 赤十字標章の交付等 14 老人福祉施設入居者の避難、救護 15 障がい者福祉施設入所者の避難、救護 16 災害ボランティアの受入れ
子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設入所者の避難、救護
まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市民からの問い合わせ対応 2 廃棄物収集運搬用資機材及びし尿処理用資機材の調達 3 廃棄物処理施設などへの対策
市民課	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災情報、安否情報の整理 2 遺体埋火葬の調整
被災者支援室	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資の受入れ
税務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市税の減免措置の実施
商政課	<ul style="list-style-type: none"> 1 寝具、トイレトペーパー等生活必需品の受給に係る連絡調達 2 衣料、寝具、その他の生活必需品等の調達 3 被災者の雇用対策、就業支援 4 被災地における物価の安定
観光交流課	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光客、宿泊者等の動向把握、避難、救護
スポーツ交流推進室	<ul style="list-style-type: none"> 1 体育施設の被害状況調査及び応急対策
農林課	<ul style="list-style-type: none"> 1 農道・林道の利用可能状況の把握 2 家畜等の輸送等 3 木材の供給対策 4 食品の需給に係る連絡調達
水産課	<ul style="list-style-type: none"> 1 漁港の利用可能状況の把握 2 漁港の応急対策
建設課 幹線道路対策室 都市計画課 市街地整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路状況の把握 2 市管理道路に係る交通規制及び応急対策工事 3 下水道対策 4 重機等の利用への協力要請及び使用可能車両の確認 5 仮設住宅の供給手配
復興推進課 監査委員事務局 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置及び運営 2 り災者の収容に関すること
会計課	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急対策に要する経費の経理 2 歳計現金の管理 3 災害関係費支出の審査及び支払い
水道事業所	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害状況調査及び応急対策 2 給水計画の作成

教育委員会事務局	1 児童、生徒、教員の安否情報の収集 2 教育施設、文化施設の被害状況調査及び応急対策 3 被害児童・生徒、被害教職員の応急対策 4 教員による避難支援 5 文化財の保護
議会事務局	1 議員との連絡調整等

※ 上記にない事項は、災害対策本部の事務分掌の例による。

(3) 市対策本部における広報

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、記者会見、発表、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することがないように迅速に対応する。
- 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- 県と連携した広報体制を構築する。

(4) 市現地対策本部の設置（法 28⑧）

市長は、避難住民の数が多地域等において、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡、調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員、その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の性格】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所にテント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルによる各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に活かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を消防防災センター内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を、以下のとおりあらかじめ指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

第1順位	コミュニティホール
第2順位	スポーツドーム
第3順位	学校給食センター

(7) 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

- ① 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ)
- ② 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される、高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- ③ 輸送力のリスト
(鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- ④ 避難施設リスト
(避難住民の収容能力や、屋内外の別についてのリスト)
- ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト、特に、大量の食品や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握、仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等)
- ⑥ 生活関連施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- ⑦ 収容施設(避難所(長期避難住宅を含む。)及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト
(特に、要配慮者等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等)
- ⑧ 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
(特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- ⑨ 関係医療機関のデータベース
(災害拠点病院やNBC 攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ、NBC の専門知識を有する医療関係者のリスト)
- ⑩ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- ⑪ 消防機関のリスト
(消防本部、消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト)
- ⑫ 要配慮者等の避難支援プラン

3 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法 29⑤）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請（法 29⑥）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（法 29⑧）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法 29⑨）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法 29⑩）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配慮し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第2章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 防災に関する連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災に関する連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

また、市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 国・県との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

また、市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合において、市は、所要の協力を行うものとする。

(3) 知事等への措置要請（法 16④）

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

(4) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法 16⑤）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(5) 県への応援の要求（法 18）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合において、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 自衛隊との連携

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法 20）

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話、その他の通信手段により行う。

- ① 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

また、通信の途絶等により、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請を行う求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊岩手地方協力本部長（第 1 優先連絡先）又は第 9 師団長（第 2 優先連絡先）を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする北部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

【想定される自衛隊が行う国民保護措置の内容】

- | |
|--|
| ア 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等） |
| イ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等） |
| ウ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等） |
| エ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等） |

なお、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものとされている点に留意する。

(2) 出動部隊等との連絡

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村との連携

(1) 他の市町村長等への応援の要求（法 17）

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

なお、応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 事務の一部の委託（法 19）

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平時における調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

(3) 他の市町村に対して行う応援等（法 17）

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

5 指定公共機関又は指定地方公共機関との連携

(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請（法 21③）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な措置を要請する。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法 21②）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(3) 日本赤十字社との連携（法 77③）

市長は、救援に係る事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに、災害拠点病院、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平時からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請（法 151）

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員派遣のあっせん（法 152）

市は、前項の職員の派遣要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。

7 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技術等の効果的な活用を図る。

(3) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進するとともに、協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導に必要な援助（法 70）

避難住民の誘導を行う者は、必要があると認める場合には、避難住民等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

(2) 救援に必要な援助（法 80①）

市長又は市の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助（法 115①）

市長若しくは消防吏員、その他の市の職員等は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助】

- ① 消火のための水を運搬すること
- ② 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること
- ③ 被災者の救助のための資機材を提供すること など

(4) 保健衛生の確保に必要な援助（法 123）

市長若しくは市の職員は、武力攻撃災害の発生により市の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助】

- ① 健康診断の実施
- ② 感染症の動向調査の実施
- ③ 水質の検査の実施
- ④ 感染症予防活動の実施
- ⑤ 被災者の健康維持活動の実施

第3章 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

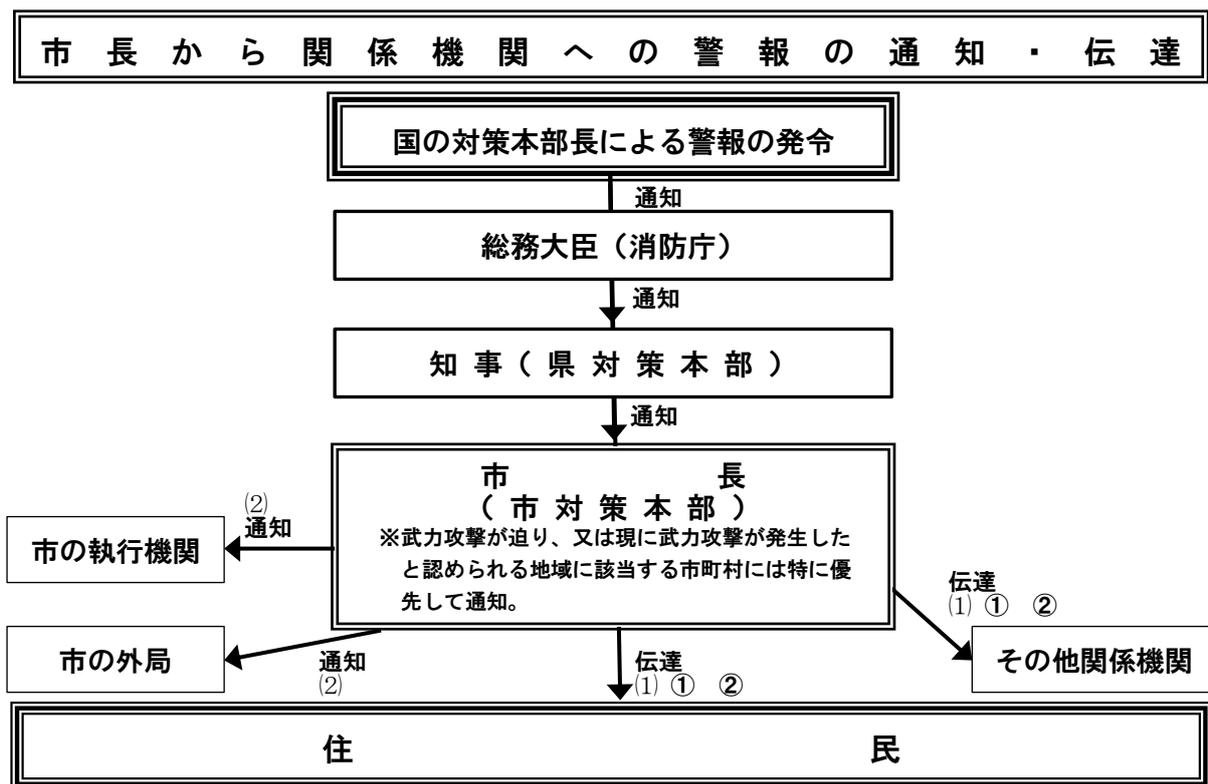
1 武力攻撃事態等における警報の伝達等（法 47）

(1) 警報の伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、各地区コミュニティ、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、医院等、学校など）に伝達する。

(2) 警報の通知

市は、市の他の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、診療所、保健所など）に対し、警報の内容を通知する。



市長は、ホームページ(<http://city.rikuzentakata.iwate.jp>)に警報内容を掲載
警報の伝達にあたっては、防災行政無線のほか拡声器を活用するなどにより行う。

2 警報伝達の方法等

(1) 警報の伝達方法

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

市は、警報が発令された旨の報道発表について速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://city.rikuzentakata.iwate.jp>)に警報の内容を掲載する。

② 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、①及び②の場合、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J - ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J - ALERT）が整備され、瞬時に国から警報が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

(2) 警報伝達の体制整備

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防署・本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平時における地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者等への伝達

警報の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者等について、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築し、防災・福祉部局との連携のもとで避難支援プランを活用するなど、要配慮者等に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達等（法 51）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急対処事態における警報の伝達等

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

4 緊急通報の伝達及び通知（法 100②）

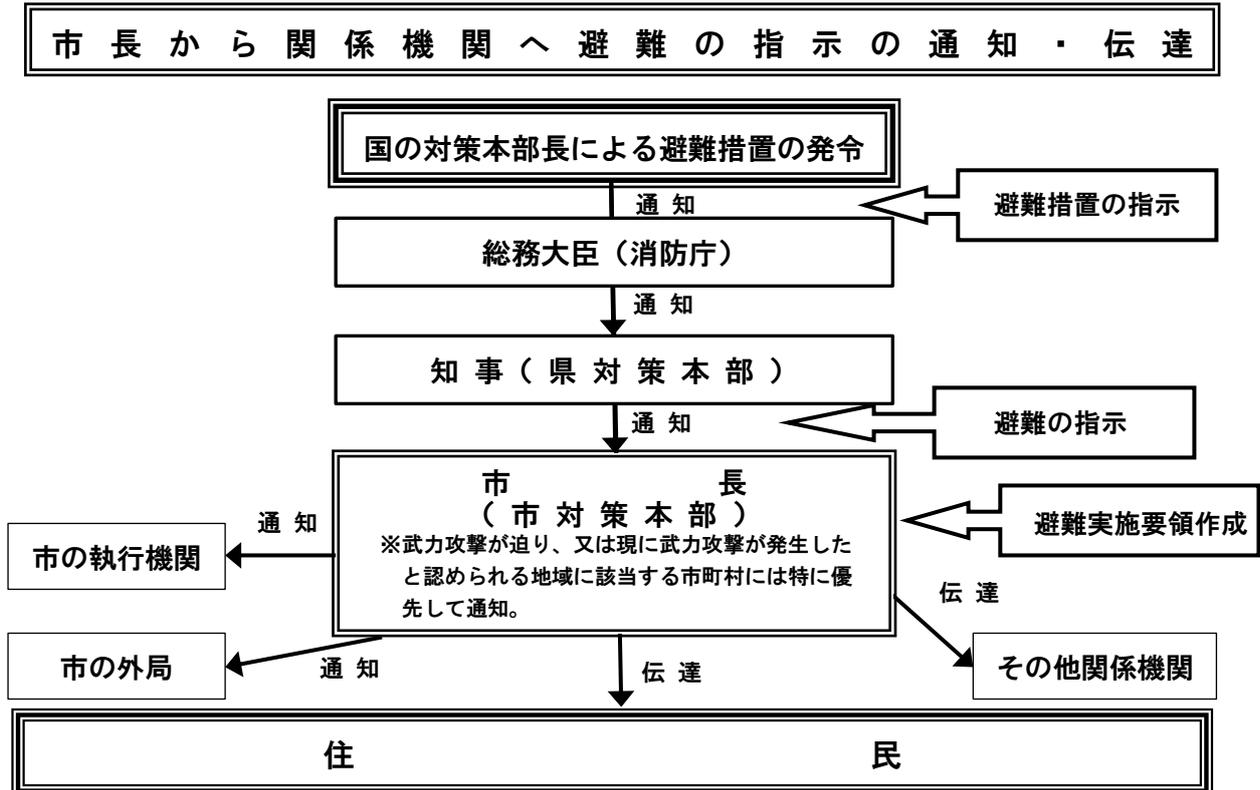
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第4章 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難指示の伝達（法 54）

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。



2 避難実施要領の策定（法 61）

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聞いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて法定事項を箇条書きにするなど、その内容が簡潔なものとなることもあり得る。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（例：〇〇町〇〇地区の住民は、〇〇町〇〇区の住民は、〇〇町〇〇地区の住民及び事業所は、）

② 避難先

避難先の施設名及び所在地を可能な限り具体的に記載する

（例：避難先：〇市〇〇地区〇〇にある、〇市立〇〇〇体育館）

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や輸送の拠点となるような、一時集合場所等の場所名及び所在地を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

（例：集合場所：〇〇町字〇〇の、市立〇〇小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者等については自動車等の使用を可とする。）

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

（例：バスの発車時間：〇月〇日 〇時〇分、〇時〇分）

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者等への配慮、事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

（例：集合に当たっては、要配慮者等の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。）

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、JR大船渡線BRT〇〇駅より、〇月〇日の〇時〇分より〇分間隔で運行する、〇市〇〇駅行きのバスで避難を行う。〇市〇〇駅に到着後は、〇市及び〇市職員の誘導に従って、徒歩で〇市立〇〇〇体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 要配慮者等への対応

要配慮者等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、要配慮者等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらおうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、〇月〇日〇時〇分に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医療品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合にはマスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：〇市対策本部 (TEL 0192-××-××××) 担当〇〇〇〇)

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態の決定)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者による運送))

- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、関係運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要配慮者等の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者等支援班の設置）
- ⑦ 避難経路の設定、交通規制（警察との調整、道路管理者との連絡）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、漁港、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領(案)

岩手県陸前高田市長
○月○日○時 現在

1 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法

陸前高田市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 陸前高田市の○○町○○地区の住民は、○市の○○地区にある○市立○○○体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

[避難経路及び避難手段]

① 避難の手段（バス・BRT・船舶・その他）

バスの場合：陸前高田市○○町○○地区の住民は、市立○○小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、○市○○○校体育館に避難する。

BRTの場合：陸前高田市○○町○○地区の住民は、○○町○○公園（○○学校校庭）に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、できるだけ○○通りを使用し、JR大船渡線○○駅まで移動する。その後は、○日○時○分発○市○○駅行きのバスで避難する。○市○○駅到着後は、○市職員及び○市職員の誘導にしたがって、主に徒歩で○市立○○○体育館に避難する。

船舶の場合：陸前高田市〇〇町〇〇地区の住民は、〇〇町〇〇漁港に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は〇日〇時〇分発〇市〇〇港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

- (2) 陸前高田市の〇〇町〇〇地区の住民は、〇市の〇〇地区にある〇市立〇〇〇体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

…以下略…

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、避難を指示した地区に残留者がいないか速やかに確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける）。

(3) 要配慮者等に対する避難誘導

誘導に当たっては要配慮者等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携のもと、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

〇市対策本部 担当 〇〇〇〇

TEL ××××-××-××××

FAX ××××-××-××××

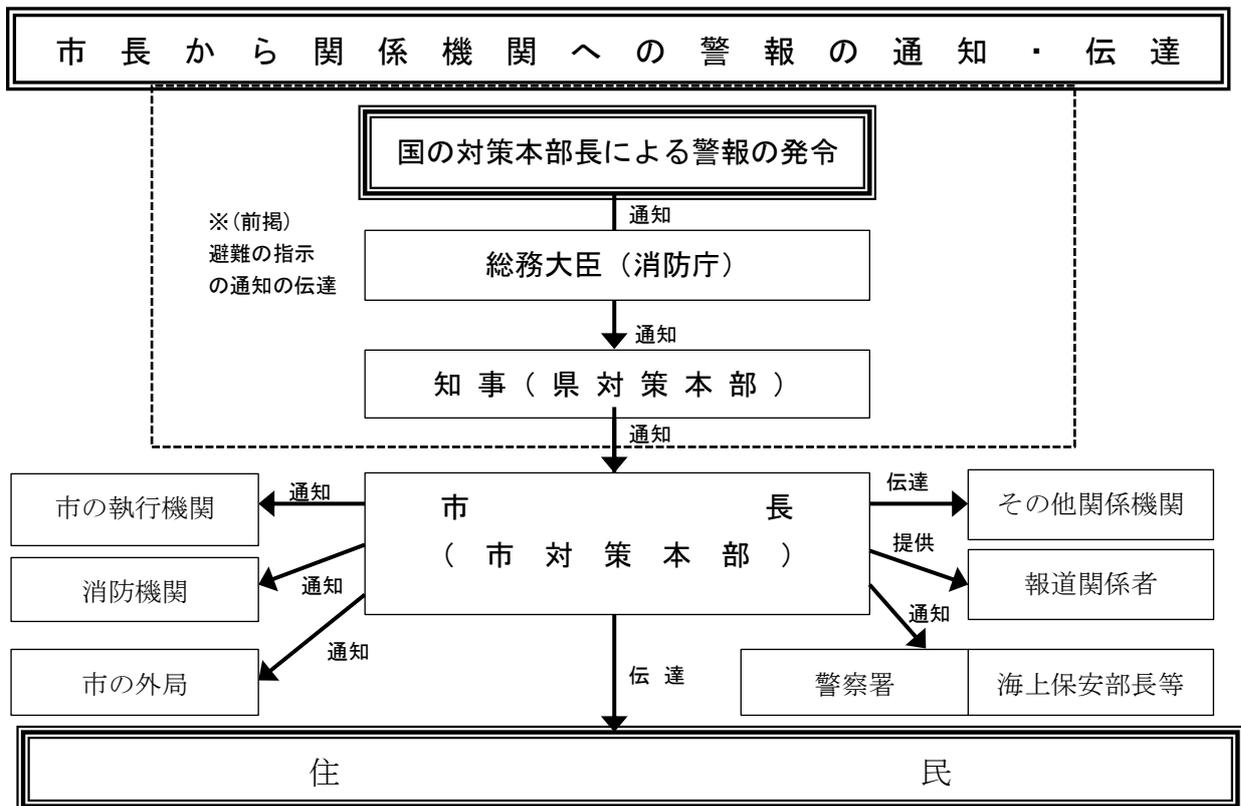
…以下略…

(3) 避難実施要領の伝達等（法 61③）

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の執行機関、消防庁、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊岩手地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を速やかに提供する。



3 避難住民の誘導（法 62）

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、昼間人口が多い地域では、重要である。）。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者等の人員輸送車両等による輸送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者等に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法 63）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、警察官等という）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難住民の状況に照らして、交通規制等、関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、各学校や事業所における避難の在り方について、対応を確認する。

(5) 自主防災組織に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供（法 62⑥）

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供、その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報も提供する。

(7) 要配慮者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、防災・福祉部局を中心とした横断的な「要配慮者等支援班」を迅速に設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者等への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする（また、自然災害時への対応として「避難支援プラン」を策定している場合には、該当プランに沿って対応を行う。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

【要配慮者等の避難支援プラン】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の要配慮者等への配慮が重要であるが、平時において、自然災害時における取組として行われる要配慮者等の避難支援プランを活用することが重要である。

避難支援プランは、要配慮者等の避難を円滑に行えるよう、「要配慮者等支援に係る全体的な考え方」と「要配慮者等一人一人に対する個別計画」で構成される。

要配慮者等一人一人の避難支援プランを実施するためには、要配慮者等に係る情報の把握・共有が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき要配慮者等を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携のもとで、要配慮者等に係る各個人々の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに、要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全の確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 通行禁止措置の周知（法 155②）

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による医療班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め（法 71）

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置（法 69）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

【避難に当たって配慮すべき地域特性等】

- ① 冬期間及び積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、道路等の凍結などから移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、市は十分に配慮するものとする。
- ② 自衛隊施設の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、市は、避難施設、避難経路及び輸送手段の確保に当たって、平時から密接な連携を図りながら、十分に配慮するものとされている。
- ③ 大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市は、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。
- ④ 住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるが、中山間地域など交通手段等が限られている地域などにおいて、避難の指示を行うに当たっては、地理的条件や交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いたうえで、自家用車等を交通手段として示すことについても十分に配慮する。

【事態の種類等に応じた留意事項】

① 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市の区域を越える避難を伴うわが国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づく具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。

② グリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

イ グリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

③ 弾道ミサイルによる攻撃の場合（急襲的に航空攻撃が行われる場合も含む）

ア 極めて短時間で我が国に着弾することが予測されることから、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国・県と連携しつつ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

イ 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させる。

ウ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

④ NBC攻撃の場合

市は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して、避難の指示を行うものとする。

⑤ 武力攻撃原子力災害の場合

市は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとする。

ア コンクリート造り等の堅ろうな建築物等への屋内避難を指示

イ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、避難を指示

ウ 住民の避難誘導に際して、手袋、帽子、雨ガッパ等による外部被ばくの抑制、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することによる内部被ばくの低減に留意

第5章 救援

1 救援の実施（法 76）

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、市の行う救援の活動内容や県との役割分担について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、前項で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平時において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

なお、市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 救援の内容

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

なお、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行うことし、本計画に定めのないものについては、陸前高田市地域防災計画の例によるものとする。

(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

① 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容するものであり、原則として学校、公民館等、既存の建物を利用する。

② 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものである。

(留意点)

- ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 要配慮者等に対する福祉避難所の把握と供与
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、要配慮者等を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（公営住宅、民間賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 炊き出し、その他による食品の給与

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して、被災者が直ちに食することができる現物により行うものである。

② 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものである。

③ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものである。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(留意点)

- ・食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・提供対象人数及び世帯数の把握
- ・引渡し場所や集積場所の確認、輸送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

(3) 医療の提供及び助産

① 医療の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、以下の範囲内で応急的に処置するものである。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

② 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して、以下の範囲内で行うものである。

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(留意点)

- ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・医療救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・避難住民等の健康状態の把握
- ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ・公的医療機関及び民間医療機関に対する医療救護班の派遣の依頼

(4) 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものである。

(留意点)

- ・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力

(5) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者について、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において遺体の応急的処理程度のものを行うものである。

- ア 棺（附属品を含む。）
- イ 埋葬又は火葬
- ウ 骨つぼ及び骨箱

(留意点)

- ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
- ・県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

(6) 電話、その他の通信設備の提供（法78）

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器、その他必要な通信設備を避難所に設置し、利用させる。

(留意点)

- ・収容施設で保有する電話、その他の通信設備等の状況把握
- ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・電話、その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・聴覚障がい者等への対応

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものである。

(留意点)

- ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・応急修理の相談窓口の設置

(8) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、以下に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものである。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(留意点)

- ・児童生徒の被災状況の収集
- ・不足する学用品の把握
- ・学用品の給与体制の確保

(9) 遺体の搜索及び処理

① 遺体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

② 遺体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、以下の範囲内において遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものである。

- ア 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案（検案は原則として医療救護班において行う）

(留意点)

- ・遺体の搜索及び処理の実施についての県警察、自衛隊、海上保安庁及び消防団等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報の確認
- ・遺体の搜索及び処理の時期や場所の決定
- ・遺体の処理方法（遺体の洗淨、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ・遺体の一時保管場所の確保

- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものである。

(留意点)

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・ 障害物の除去の施工者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

3 救援物資の受入れ等

- (1) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、避難住民等が受入れを希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先を市対策本部及び県の対策本部を通じて国民に公表する。

また、国民、企業等から送られた救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

- (2) 緊急物資の運送の求め等（法 79）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第6章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保等

(1) 武力攻撃災害への対処（法 97）

市長は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、該当指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

その際、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のために必要な措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

① 消防吏員の通報（法 98②）

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

② 市長による知事への通知（法 98②）

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

(3) 生活関連等施設の安全確保

① 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

③ 市が管理する施設の安全の確保（法 102③）

市長は、市が管理する生活関連等施設について、該当施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 危険物資等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

① 危険物資等に関する措置命令（法 103③）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

ア 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は（消防法第 2 条第 7 項の危険物）の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）

【措置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第 12 条の 3）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告（法 103②、④）

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、前項【措置】のアからウの各措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物資等管理の状況について報告を求める。

2 NBC攻撃による被害への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

市長は、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(2) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を派遣し）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(3) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

核攻撃の場合、核爆発によって熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射線汚染の被害を短時間にもたらす。次に、残留放射線（中性子誘導放射能及び放射性降下物）によって外部被ばく、内部被ばくによる放射線障害などの被害をもたらす。特に、放射性降下物（放射能をもった灰）は、風下方向に拡散、降下して広範囲の地域に被害を拡大させる。

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことをいい、人に知られることなく散布することが可能である。また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に二次感染により被害が拡大している可能性がある。

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

消防機関、県警察、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等は、防護服を着用し、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じたうえで、汚染の原因物質の特定のため適宜検知を実施し、その情報を保健所、岩手県環境保健研究センター、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するとともに、県の行う移送に協力をする。

③ 化学剤による攻撃の場合

化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類される。一般に、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、例えば、サリン等の神経剤は空気より重い
ため、下をほうように広がるなど、その性質は化学剤の種類によって異なる。

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、
汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

消防機関、県警察、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等は、防
護服を着用させる等、措置に当たる要員の安全を図るための措置を講じたうえで、迅速な原因
物質の特定のため適宜検知を実施し、その情報を保健所、岩手県環境保健研究センター、消防
機関、医療機関等の関係機関で共有し、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助・救急活動、汚
染地域及び被災者の除染等、汚染の拡大の防止のための措置を講じることとされている。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するま
での潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被
害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、
特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署（防災課）においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留
意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは
異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした
一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業
に協力する。

(4) 汚染の拡大を防止するための措置（法 108②）

市長又は消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実
施に当たり、県警察等、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第 108 条第 1 項	対象物件等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具そ の他の物件	所有者：移動の制限、移動の禁止
2 号	生活の用に供する水	管理者：使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止
3 号	遺体	(遺体の発生場所に所在する人)：移動の制限、移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具そ の他の物件	(指定地方行政機関の長等又は知事自ら)：廃棄
5 号	建物	立入りの制限、立入りの禁止、封鎖
6 号	場所	交通の制限、交通の遮断

市長又は消防長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、該当措
置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該
措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）
に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に以下に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

市長又は消防長は、当該措置を講ずるため必要があると認めるときは、措置に当たる職員等に他人の土地、建物、その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせるものとする。

なお、措置に当たる職員等に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知し、立入りに際しては、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

3 武力攻撃原子力災害への対応（法105）

本市には、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力事業者は存在しないが、宮城県には、女川原子力発電所があることから、武力攻撃原子力災害が発生した場合、風向き等によっては影響を受ける可能性がある。

また、県内を核燃料物質輸送車両が通過していることから、武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周囲への影響等にかんがみ、市は、以下に掲げる措置を講ずる。

なお、各対処に関し、本計画に定めのないものについては、防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針、岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）及び陸前高田市地域防災計画（その他災害編）の例によるものとする。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等（法105）

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を指定行政機関の長及び知事に通報する
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急政策を行う。

(2) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要項を策定し、住民の避難誘導を行う。

- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、防災基本計画（原子力災害対策編）の例により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

(3) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命ずるよう知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

(4) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の定め例により行うものとする。

(5) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した市民等（市外から市内に避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を知事に求める。

(6) 食料品等による被ばくの防止

必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の定め例により知事が行う際に、市長が協力するものとする。

なお、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。

4 応急措置等の実施

(1) 災害拡大の防止措置（法 111）

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、該当施設又は物件の除去、保安、その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

【武力攻撃災害が発生するおそれがあると認められる設備又は物件の例】

設備：危険物貯蔵施設、火薬庫、堅固でない橋梁、高い煙突、広告塔等
物件：材木、危険物、毒劇物等

【必要な措置の例】

補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等の措置

(2) 退避の指示（法 112）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行い、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）関係機関との情報の共有と活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通にしている市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による退避の指示を持ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示の内容】

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携帯品
- ⑥ その他の注意事項

【退避の指示の例】

- 「〇〇町字△△、△△町字〇〇」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時避難すること。
- 「〇〇町字△△、△△町字〇〇」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ避難すること。

【屋内退避の指示】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が少ない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 応急公用負担等（法 113）

- ① 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

- ② 応急公用負担の手続

市長若しくは知事又は警察官、海上保安官若しくは出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、(4)の①及び②の措置を行ったときは、速やかに、土地建物等の占有者等に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日、その他必要な事項を通知することとされている。

(5) 警戒区域の設定（法 114）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(6) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調査を行う。

(7) 安全の確保等

- ① 市長は、応急措置等を実施する市の要員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が応急措置等の実施に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員及び団員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、応急措置等を実施する市の要員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章を交付し、着用させる。

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動、救助・救援活動等を行い、武力攻撃災害を防除、軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、消防相互応援協定等に基づく消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救援活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の整備を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防庁と連携し、出動可能な、消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関の緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章を交付し着用させる。

第7章 情報の収集・提供

1 被災情報の収集・提供（法 126、127）

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるなど、必要な体制の整備を図るとともに、担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に関して必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

(2) 被災情報の収集及び報告

① 市は、電話、市防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等、被災情報について収集する。

② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

③ 市は、被災情報を収集した際には、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）及び岩手県地域防災計画第 3 章第 4 節「情報の収集・伝達計画」に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

④ 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式にしたがい、電子メール、FAX 等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

2 安否情報の収集・提供

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号の安否情報収集様式により収集する。

また、収集した安否情報を安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】（令 23、24）

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ その他個人を識別するための情報報（上記のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要事項
 - ⑫ 親族・同居者への回答希望
 - ⑬ 知人への回答希望
 - ⑭ 親族・同居人・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）
 - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体の安置されている場所
 - ⑰ 連絡先その他必要な情報
 - ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

(2) 安否情報の収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ安否情報の整理担当者、回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

(3) 安否情報の収集・整理（法 94①）

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平時において把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平時において行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

(4) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握しておく。

なお、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(5) 県に対する報告（法 94①）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、安否情報システムにより県に送付する。

ただし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールその他の方法により報告することとし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

(6) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第 4 号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(7) 安否情報の回答（法 95①）

① 市は、当該紹介に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該紹介に対する回答が、不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第 4 条に規定する様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第 4 条に規定する様式第 5 号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(8) 個人の情報の保護への配慮（法 95②）

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は持病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(9) 日本赤十字社に対する協力（法 96）

市は、日本赤十字社岩手県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 その他の措置

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域に対して、県と連携し医師や保健師、栄養士等、保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。とともに、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 感染症予防対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県や食品衛生関係団体と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実行する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を行う。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合においては、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県や栄養士会等の関係団体と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策

市は、被災者及び避難先地域の住民に対して、精神科医や保健師等の医療関係者及び関係団体の協力を得て、PTSD対策やメンタルケアに努める。

特に、市教育委員会及び県教育委員会と協力して、子どもたちのカウンセリングなどを集中的に行うよう努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法 124③）

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準にしたがうよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、また、「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）及び「岩手県循環型社会形成推進計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合においては、県に対して他の市との応援等に係る要請を行う。

(3) し尿処理対策

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施する。

また、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることのないよう努める。

3 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、所要の措置を講ずるよう努める。

・危険動物等の逸走対策

市は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、あらかじめ整備する連絡体制や役割分担、協力体制に基づいて、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図り、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

① 市は、武力攻撃事態等において、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護に関する支援や、負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。

② 市は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、必要な措置を実施する。

・家畜の避難対策

第9章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（法 129）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 相談窓口の設置

市は、被災者や住民からの相談、問い合わせ、要望等に的確かつ迅速に応えるため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。

(2) 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供与、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(3) 公的徴収金の減免等（法 162②）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(4) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難住民や被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(5) 生活再建資金の融資等（法 132）

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等による対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に相談窓口を開設し、当該窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 生活基盤等の確保（法 134②関係）

- ① 市及び県は、その管理する上下水道、工業用水道、電気等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、整備、点検を行い、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備を図るなど、武力攻撃事態等においても、安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 河川、道路、漁港及び漁港海岸の管理者である市及び県は、施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該施設を適切に管理するものとする。

(2) ライフライン事業者による生活基盤等の確保（法 134、135、136、137 関係）

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、関係職員の参集、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとされている。
- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、消毒、その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとされている。
- ③ 運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、旅客及び貨物の輸送を確保するために必要な措置を講ずることとされている。
- ④ 電気通信事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、臨時回線の設定や災害対策用設備の運用等、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずることとされている。
- ⑤ 病院、その他の医療機関である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療施設における安全やライフラインの確保、救急患者の搬送体制の確保等、医療を確保するため必要な措置を講ずることとされている。
- ⑥ 河川管理施設、道路、漁港及び漁港海岸の管理者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、施設を適切に管理することとされている。
- ⑦ 市及び県は、指定公共機関、指定地方公共機関以外のライフライン事業者に対しても、その業務の範囲内でライフライン施設の機能を確保するために必要な措置に関して協力を依頼するものとする。

第10章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

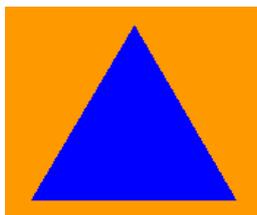
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力のために使用される場所等



（オレンジ色地に
青の正三角形）



（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）府内閣参事官（事態法制担当）通知）を踏まえ作成する「陸前高田市の特特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「陸前高田市消防本部の特特殊標章及び身分証明書に関する交付要領」に基づき、それぞれ以下に示す職員に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・市の職員（消防職員及び消防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

また、消毒、その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、武力攻撃事態等の終了後において、復旧の対象となる施設の被害の状況、財政状況等を踏まえつつ、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置、その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力災害攻撃により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

3 復旧のための各種資料等の設備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第3章 財政上の措置等

1 国民保護措置に要した費用の支弁

(1) 国に対する負担金の請求方法（法 168）

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償（法 159①）

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令第 40 条に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償（法 160①）

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令第 44 条に定める手続等に従い損害補償を行う。

【要請を受けて国民が協力した場合】

- ① 避難住民の誘導に必要な援助について協力（法 70）
- ② 救援に必要な援助について協力（法 80）
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力（法 115）
- ④ 保健衛生の確保に必要な援助について協力（法 123）

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きにしたがい、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区 分	内 容	担当課
損失補償 (法第 159 条第 1 号)	特定物資の収用に関する事（法第 81 条第 2 項）	財政課
	特定物資の保管命令に関する事（法第 81 条第 3 項）	財政課
	土地等の使用に関する事（法第 82 条）	財政課
	応急公用負担に関する事（法第 113 条第 1 項・5 項）	財政課
損害補償 (法第 160 号)	国民への協力要請によるもの（法第 70 条第 1 項、3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項）	財政課
不服申し立てに関する事（法第 6 条、175 条）		防災課
訴訟に関する事（法第 6 条、175 条）		防災課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益に救済の手続に関連する文章（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による該当文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

